

令和5年度 第2回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時：令和6年3月28日（木）

19時00分～

場 所：埼玉会館 3階 3B会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）第7期埼玉県障害者支援計画への意見提出結果について

（2）埼玉県手話施策推進に当たっての提言について

4 そ の 他

5 閉 会

（配布資料一覧）

次第、座席表、委員名簿

資料1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会からの意見提出書

資料2 第7期埼玉県障害者支援計画（抜粋版）

資料3 埼玉県手話施策推進に当たっての提言（案）

資料4 令和6年度手話懇話会開催スケジュール（案）

参考資料1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料2 埼玉県手話言語条例

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会 委員名簿

令和5年7月26日現在

分野	氏名	所属	役職	任期
聴覚障害者団体 関係	のぐち よしのぶ 野口 宜伸	一般社団法人 埼玉県聴覚障害者協会	組織委員長	2期目
聴覚障害者支援 機関の関係者	はやみ ちほ 速水 千穂	社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会	理事	2期目
	ひおき つかさ 日置 司	埼玉聴覚障害者情報センター	次長	2期目
手話通訳関係者	ささき りょうこ 佐々木 良子	埼玉県手話通訳問題研究会	副運営委員長	2期目
手話サークル 関係者	いわさわ みさよ 岩澤 美佐代	埼玉県手話サークル連絡協議 会	運営委員	1期目
学識経験者	いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学	名誉教授	2期目
学校教育関係者	はらだ あつし 原田 篤	県立特別支援学校 大宮ろう学園	校長	—
	あべ ひろゆき 阿部 弘之	県教育局義務教育指導課	教育指導幹	—
障害福祉関係 行政職員	みずぐち ゆうか 水口 優花	富士見市障がい福祉課	課長	2期目

令和5年度第2回 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会 座席表

日 時：令和6年3月28日（木）
19：00～

場 所：埼玉会館 3B会議室

石渡座長

(手話通訳者)					野口副座長
(手話通訳者)					速水委員
佐々木委員					水口委員
新 岩澤委員					阿部委員
日置委員					原田委員

事務局

高橋 主査	小澤 主幹	茂木 課長	石井 副課長	川上 主幹	鈴木 主査	三浦
----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----

事務局



令和5年9月19日

埼玉県障害者施策推進協議会
会長 佐藤 陽 様

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会
座長 石渡 和実

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見の提出について

標記について、当懇話会における協議の結果を下記の通り、次期障害者支援計画策定に対する意見として提出します。

記

1 基本的な考え方

施策の検討に当たっては、以下の考え方を基本としています。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における各種取組を通じ、手話の普及やろう者の理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者等の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図る。また、ろう者が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

2 盛り込む施策について

施策体系「Ⅱ地域生活を充実し、社会参加を支援する」の「5社会参加の支援」の小柱「(4)東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」に新たに1つの施策を追加する。

また、現行の5つの施策について内容を一部変更する。
施策の詳細については別紙の通り。

第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策

埼玉県手話環境施策推進懇話会からの意見より

No	第6期 施策番号	施策内容	担当課
1	107 122	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。	障害者福祉推進課
2	113	IT(情報通信技術)の急速な進展に対応するため、障害特性に配慮したIT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
3	116	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。また、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。	障害者福祉推進課
4	118	ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
5	282	障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、障害者対応トイレの設置や視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。	管財課 財務課
6	新	2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含む障害者スポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。	スポーツ振興課

第7期埼玉県障害者支援計画（抜粋版）


第4章 施策体系

大柱	中柱	小柱
I 理解を深め、 権利を護る	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援
	2 差別解消の推進	同左
	3 権利擁護の取組の 充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加
II 地域生活を充実し、 社会参加を支援する	1 地域生活支援体制の 充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実 (2) サービスの質の向上
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など
	4 コミュニケーションの 支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を使いやすい環境の整備 (4) 視覚障害者等の読書環境の整備
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) パラスポーツの振興
III 就労を進める	1 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重度障害者の就労支援
	2 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 職業教育の実施

大柱	中柱	小柱
IV 共に育ち、共に学ぶ 教育を推進する	1 障害のある児童生徒の 教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員等の資質の向上 (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実 (4) 学校施設の整備
	2 自立する力の育成	(1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備
V 安心・安全な環境を つくる	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実 (3) 難聴児の早期支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 難病患者支援の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	3 福祉のまちづくりの 推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
117	<p>視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲 128)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【熊谷点字図書館】(熊谷市) 点字図書、デイジー図書を製作し、郵送により貸出等を行っています。視覚に障害のある方などは無料でご利用いただけます。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
118	視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことにより、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。	障害者福祉推進課
119	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。(再掲 141)	障害者福祉推進課
120	パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	障害者福祉推進課
121 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。(再掲 142)	障害者福祉推進課
122 【新】	市町村が行う代筆・代読者の派遣を支援し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	障害者福祉推進課
123 【新】	失語症者のコミュニケーション手段を確保するため、失語症者の意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣を行う市町村を支援します。	障害者福祉推進課

124 【新】	発達障害児（者）との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。（再掲 272）	障害者福祉推進課
------------	--	----------

（２）情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
125	行政情報について、点字版、デイスリー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課 情報システム戦略課
126 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。（再掲 8）	障害者福祉推進課
127 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、市町村が障害者からの各種相談に応じたり、障害者に情報を提供するに際し、障害の種類及び程度に応じて配慮することができるよう、対応事例などの情報を提供します。	障害者福祉推進課
128	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲 117）	障害者福祉推進課
129	視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。	障害者福祉推進課
130	重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。	障害者福祉推進課
131	ＩＴ（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障害特性に配慮したＩＴ講習会の開催やＩＴサポート推進員などの活用などにより、障害者のＩＴ技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
132	各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入れることができるよう、インターネットを利用して障害児（者）福祉情報を提供します。	障害者福祉推進課

133	視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアデジター、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課
134 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 286)	障害者福祉推進課
135 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 287)	障害者福祉推進課
136	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課 報道長
137	ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
138	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 342)	障害者福祉推進課 災害対策課

(3) 手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課								
139	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課								
140	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課								
141	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲 119）	障害者福祉推進課								
142 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲 121）	障害者福祉推進課								
143	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課								
144 【新】	市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。	障害者福祉推進課								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手話言語に関する条例を定めている市町村数</td> <td>【令和4年度末】</td> <td>【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td>40市町 新規施策</td> <td>⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	数値目標		手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】	40市町 新規施策	⇒ 全市町村	
項 目	数値目標									
手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】								
	40市町 新規施策	⇒ 全市町村								
145	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課								
146	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課								

147	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
148	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
149	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
150	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
151	ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
152	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
153	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課

（４）視覚障害者等の読書環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
154	県立図書館において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、県内公立図書館等のデイジー図書・点字図書等のアクセシブルな書籍を充実させる取組を促進します。	生涯学習推進課
155	県立図書館において、施設の特長や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの県内公立図書館等の取組を促進します。	生涯学習推進課

185	<p>障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出します。市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。</p> <div data-bbox="233 495 683 846" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="689 495 1153 846" data-label="Text"> <p>【埼玉県ボッチャ大会】 障害の有無や年齢などに関わらず、誰もが一緒に楽しめるボッチャを通じて、障害のある方とない方との交流を図る目的で開催しています。第1回は令和元年10月に開催されました。</p> </div>	スポーツ振興課
186 【新】	<p>県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談支援を行うなどし、障害者が地域でスポーツに親しむ環境を整備します。</p>	スポーツ振興課
187 【新】	<p>スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組めます。</p>	スポーツ振興課
188 【新】	<p>2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。</p>	スポーツ振興課


277	総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。(再掲 247)	特別支援教育課 総合教育センター
-----	--	---------------------

(3) 難聴児の早期支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
278 【新】	新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。	健康長寿課
279 【新】	聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
280 【新】	特別支援学校（聴覚障害）の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。	県立学校人事課 特別支援教育課
281 【新】	医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファアとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。	健康長寿課
282 【新】	全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働き掛けます。	健康長寿課
283 【新】	難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。	障害者福祉推進課
284 【新】	難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。	障害者福祉推進課

3 福祉のまちづくりの推進

(1) まちづくりの総合的推進

施策番号	施策の内容	担当課
325	<p>年齢、性別、国籍、能力など人々が持つ様々な違いを越えて、全ての人々が利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及、環境・サービスの創造などを旨とするユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ユニバーサルデザインの例】</p> <p>ドアに大きくバリアフリートイレのサインを表示しています。遠くからでもバリアフリートイレである事がはっきりと分かり、迷わずバリアフリートイレを見つけることができます。</p> </div> </div>	文化振興課
326	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。</p>	文化振興課 福祉政策課 建築安全課

(2) 公共施設などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
327	<p>障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリートイレや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。</p>	管財課 財務課
328	<p>民間施設のバリアフリー化を普及啓発し、誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進します。</p>	市街地整備課 建築安全課
329	<p>バリアフリートイレやスロープの設置など障害者の利用に配慮し、安全で快適に利用できる公園施設などの整備を推進します。</p>	公園スタジアム課

案

資料3

令和6年3月 日

埼玉県福祉部長 金子 直史 様

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会
座長 石渡 和実

埼玉県手話施策推進に当たっての提言の提出について

標記について、第7期障害者支援計画における手話関連施策の推進に当たって、当懇話会の提言を別添のとおりまとめましたので、提出します。

埼玉県手話施策推進に当たっての提言（案）

令和6年3月 日
埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

1 趣旨

手話は日本語とは異なる独自の体系を持ち、文字情報に置き換えることのできない言語です。言語とは、地域社会を形成するうえで必要不可欠なものであり、その言語を使用するコミュニティ文化と密接に紐づいていることから、数の多少で軽視されることがあってはならないという認識の下、手話の普及、ろう者（「盲ろう者、ろう重複者」を含む。以下同じ。）等、手話をコミュニケーション手段とする人に対する理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関して、県の施策推進の方向性並びに市町村の取組促進に向けた県の支援の方向性を、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の意見として県に対して提案するもの。

2 基本的な考え方

（1）手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という日本語とは異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話の普及やろう者に対する理解促進に努める。

（2）手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供・助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図りながら、ろう者が、社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

3 目標

現状を踏まえて手話の普及度を的確に示す指標を定め、県及び市町村が施策を進める上での目標とする。

なお、県は市町村に対して、数値だけでなく施策の中身についても十分な検討がなされるよう働きかける。

	(令和3年度)	(令和8年度)
・市町村における手話言語条例の制定数	38市町	⇒ 全市町村
・手話普及に関する独自施策実施市町村数	41市町	⇒ 全市町村
・手話奉仕員養成(入門課程)実施市町村数	53市町	⇒ 全市町村

4 施策展開

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

【手話を学ぶ機会の確保等】

- ① ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出に努める。
- ② メディアを活用して自然に手話を目にする機会の創出に努める。
 - ・ 埼玉県観光地への手話観光ガイド設置を促進し、地域の振興を図る。
 - ・ 県のホームページやインターネット、テレビ、デジタルサイネージなどを活用し手話の動画を配信し、手話を見・触れる機会を増やす。
 - ・ 自治体や公共施設でのデジタルサイネージなどを活用し、手話による情報提供を行う。
 - ・ メディアでの手話番組を放映するように働きかける。
- ③ 対象者の理解度に応じて手話・人工内耳に関する理解促進を図るため、一般の県民向け、医療関係者や言語聴覚士などの専門家向けなど、対象別のアプローチを検討する。
 - ・ 新生児への手話言語獲得の情報提供をしてもらうよう、医療従事者等との意見交換が行える場を設け、医療従事者への正しい理解を啓発する。
 - ・ 県医師会、産婦人科会、耳鼻咽喉科医会との連携のもと、手話言語に対する正しい理解の働きかけに努める。
- ④ 市町村に対して、県内市町村の条例制定状況や手話に関する取組状況についての情報を提供する。
 - ・ 手話言語条例制定市町村間による意見交換の場を設定し、条例に基づく指針や推進計画の作成ならびに実施状況の確認と評価を行い、必要に応じた改善などの意見交換や情報提供を行う。
 - ・ 関係団体と協同した手話言語条例や差別解消法の継続的な学習会を開催する。また、条例未制定市町村に対する働きかけを行うとともに、手話言語条例の制定に向けた進め方などについて学習する場を設定する。
 - ・ 市町村に対して、手話言語条例制定に際しては当事者の意見を踏まえた策定を促すためのガイドラインやモデル指針を示す。
 - ・ 条例制定市町村に対し、施策推進委員会などの専門委員会(協議の場)を設置し「推進方針ならびに推進計画」の作成をおこなうよう働きかける。

- ⑤ 市町村に対して、手話講習会への幅広い層の参加促進や広域での開催を働きかけるとともに、手話講習会未開催市町村に対して引き続き開催を働きかける。
- ・ 市町村に対し、厚生労働省から出されている指針（「手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領について」）についての情報提供をおこなうとともに、指針に沿った（または上回る）講習会の開催を働きかける。
 - ・ 市町村と連携し、手話表現イラストや説明内容など「手話普及パンフレット」の統一化や指針の提示を行う。
- ⑥ 地域の手話サークルなどの情報を県民に提供するとともに、活動支援を市町村に働きかける。
- ・ 県や市町村のホームページなどに埼玉県内の手話サークルの開催場所などを記載し、手話を学び活動する場の情報を提供する。
- ⑦ 県が主催する手話講習会を充実させる。
- ・ 手話だけではなく聴覚障害者の特性についても学ぶ講習会とし理解促進につなげる。
 - ・ 担当課以外の参加も増やすなど、県職員手話講習会を充実する。
 - ・ 病院、福祉施設、高齢者施設などの職員向け手話講座を実施し、手話への理解促進ならびに聴覚障害者の特性についての学びにつなげる。
 - ・ 市町村庁舎内での手話講習会の開催を検討する。

【学校における手話の普及等】

- ⑧ 福祉体験教育の題材として手話を取り入れ、ろう者との交流を通じた相互理解を図ることを市町村教育委員会に働きかける。
- ・ 小学校・中学校それぞれの授業の中に手話を学ぶ機会を増やしていくよう働きかけと支援を行う。
- ⑨ 高校生に対する手話の普及方策を検討する。
- ・ 授業の中に手話を学ぶ機会を増やしていくよう働きかけと支援を行う。
 - ・ 埼玉県版「手話パフォーマンス甲子園」を開催し、手話を学んだ学生どうしの交流の場を創設する。
- ⑩ 大学生への対応
- ・ 大学、専門学校に手話学科を創設し手話や聴覚障害について学ぶことで、手話通訳の養成および手話のできる教員の育成につなげ人材を確保する。
 - ・ 県内の大学・専門学校などで手話の授業（言語学として必須単位化）や体験学習の導入を促進する。
 - ・ ろう者や手話通訳者との交流を通じてろう文化について学ぶ場を設ける
 - ・ ろうの学生が手話で学ぶことが出来る環境整備についての働きかけを行う。

⑪ ろう学校教員・ろう児の手話獲得への援助

- ・ 採用に当たっては、ろう学校の教員として資質、考え方、人物が適正であることを考慮するとともに採用後の初任者研修で聴覚障害に関する講義を多く取り入れる。
- ・ ろうおよび難聴の教員を目指す生徒を育成するとともに、ろうの教員を増やす。
- ・ 特別支援教育のカリキュラムや教員免許状の更新講習などの教職員研修に、手話ならびに聴覚障害について学ぶ機会を設ける。

⑫ 一般の学校に在籍する難聴の児童生徒への支援

- ・ 担任の難聴理解を進める。
- ・ 地域に在籍する聴覚障害児・生徒に手話学習の機会を提供する。
- ・ 生徒とその保護者が手話言語を学ぶ機会を設ける。または支援をする。

【手話による文化芸術活動の振興】

⑬ 大学の手話サークルなどの発表会や交流の場の提供に努める。

⑭ 学校が取り組む活動の場の提供に努める。

- ・ 国際手話デー（9/23）に合わせた文化芸術祭の開催を検討する。
- ・ 埼玉県版の手話パフォーマンス甲子園を開催する。

⑮ 手話によるダンスなど様々な文化芸術活動を、県民に知ってもらうためのPR方策を検討する。

- ・ 企業とのコラボレーション（例：サッカー手話応援、野球手話応援など）を行い、手話を普及する。
- ・ 手話パフォーマンスなど、手話による文化芸術を創作する機会を提供する。

⑯ 2025年に日本でデフリンピックが開催されることを踏まえ、デフリンピックおよびろう者スポーツの啓発をするとともに、ろう者スポーツを通じた手話による交流の場を検討する。

（２）手話を使いやすい環境整備

【情報へのアクセス】

① ろう者が、手話により意思を発信できる環境および手話による情報取得できる環境を整備する。

② ろう者の災害時における情報保障を確保するため、地域住民の手話ならびにろう者に対する理解が促進されるよう市町村に働きかける。

- ・ ろう者の情報保障確保のためのガイド（マニュアル）を作成し、県民のろう者や手話への理解促進を通じた災害時の情報保障を確保する。

- ③ ろう者の避難行動要支援者名簿への登録（個別計画の作成）が進むよう、手話通訳者が同行するなど、ろう者が自己決定できるように丁寧な案内について市町村に働きかけるとともに、ろう者の特性についての理解促進も働きかける。
- ④ 聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク運営支援事業への登録を促進する。
- ⑤ 災害時における避難所への手話通訳者・手話奉仕員の配置を円滑に進める他、手話による情報保障のための方策を検討する。
- ・ 災害時の手話通訳の相互派遣に関する遠隔地域との協定について検討する。
 - ・ 公共施設にアイドラゴンを設置し情報提供に努める。
 - ・ 災害発生時、聞こえない人が情報を得られるよう手話通訳や字幕をつけた情報発信をおこなう。
- ⑥ 警察や消防の職員、ハローワーク、県立の施設職員などを対象とした手話講習会を開催する。
- ⑦ メディアによる情報保障がなされるよう方策を検討する。
- ・ 県内全ての公共施設などにアイドラゴンを設置し、手話による緊急放送などを提供する。
 - ・ 県内の公共施設ならびに避難所において、デジタルサイネージを活用した手話による情報配信を行う。
 - ・ メディアでの手話番組を増やす。
- ⑧ 手話を用いた情報発信を行う際には、ICTの活用について積極的に検討する。
- ・ 埼玉聴覚障害者情報センターによる遠隔手話通訳事業に対する支援を行う
- ⑨ 電話リレーサービスの普及と推進
- ・ 電話リレーサービスについての認知度を高め、利用者が使用しやすい環境を整備するため、電話リレーサービスについての啓発ならびに普及に努める。
- ⑩ 視覚による情報が得られる建築設備
- ・ 駅や公共施設などの建築物でエレベーターを設置または改修する際に、文字による掲示板やモニター設備を設置するほか、防災・防犯の観点だけではなく音声による非常設備（電話）が使用できないろう者が視覚による情報が取得できるように、壁又は囲いの一部を有しないエレベーター（透明、または、ガラス等による窓付き）の設置を働きかける。
- ⑪ 難聴児が早期から適切な支援が受けられるよう、情報の提供、家族や当事者支援、相談窓口の周知に努める。
- ・ 手話、人工内耳、補聴器等に関する適切な情報の提供を行う。

- ・ 難聴児を持つ親、きょうだいを含めた当事者同士の交流の場を作る。
- ・ 関係機関と連携し、当事者家族がどこに相談に行っても埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口と繋がれるよう、周知を図る。

【手話通訳者等の確保、養成等】

⑫ 「手話通訳者」が目指したい仕事となる環境を作る

- ・ 新たな言語を学ぶ興味、意欲が育つよう、幼い時期から手話を目にする機会を増やす。
- ・ 専任手話通訳者及びコーディネーター、市役所等の設置手話通訳者、登録手話通訳者が安心して働ける環境の構築や整備（身分保障）に努め進路先を広げる。

⑬ 言語としての「手話」を広める

- ・ 日本の手話を学ぶ際に、他の言語・他の文化への敬意を持ち、数の多少で軽視されることが無いよう「手話言語条例」をアピールすると共に、「手話は言語である」（言語とは何か）を発信する。

⑭ 手話通訳者の高齢化を踏まえ、大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代に手話通訳者を拡大していくための取組を行うとともに、その育成を市町村に働きかける。

- ・ 市町村における手話通訳者養成の取り組みへの働きかけと支援を行う。

⑮ 施設で生活するろう者が手話でのコミュニケーションが円滑に行えるよう、施設関係の職員を対象に手話を学ぶ機会を提供するとともに、聴覚障害について学ぶ機会も提供する。

⑯ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質が確保されるよう、市町村を支援する。

- ・ 奉仕員養成で、手話学習者の裾野を広げ、手話通訳者養成で、通訳者としての専門性を身に付けられるよう、市町村（奉仕員養成）と県（手話通訳者養成）が連携し、体系的に学べるよう検討する。
- ・ 市町村において、手話通訳者養成講習会を実施している地域と未実施の地域の格差を解消するため、派遣事業実施地域において、手話通訳者養成講習会を受講しやすい環境整備の施策（広域開催、保育付き、オンライン開講など）を検討する。

⑰ その他

- ・ 養成された手話通訳者が働けるような雇用の機会、条件整備を進める。
- ・ 埼玉県や市町村職員を対象とした研修会などで、手話通訳者の健康に配慮した働き方について考える機会を提供する。
- ・ 手話通訳者の地域間格差（数・質）が広がらないように、手話通訳者の養成や認定のあり

方について検討をする。

- ・ 専門性の高い手話通訳（司法、知事会見、議会など）の依頼が増えていることを踏まえ、より専門性の高い手話通訳者の養成に努める。
- ・ 県庁内に手話通訳者を設置する。

【事業者への支援】

⑱ 手話講習会、研修会などの開催を支援する。

- ・ 企業の規模やニーズに合わせた手話講習会、ろう者に対する理解促進に係る研修会などの開催を支援する。
- ・ 聴覚障害者の雇用に関し、ハローワーク等から各事業者へ、環境整備も含めた情報に関するパンフレットを提供する。

⑲ 企業に対し、手話を使いやすい環境整備および、手話環境の開発を促進する。

- ・ 企業に対して、タッチパネルによる手話対応の案内板の開発を援助し、日本語や英語のほかに手話言語で案内できるようにする。県立博物館やドライブスルーを設置している店舗への導入を促進する。
- ・ 医療機関に手話通訳者を設置できるよう、制度や体制を検討する。
- ・ 遠隔手話サービスや電話リレーサービスを設置できるよう、制度や体制を検討する。

【手話に関する調査研究】

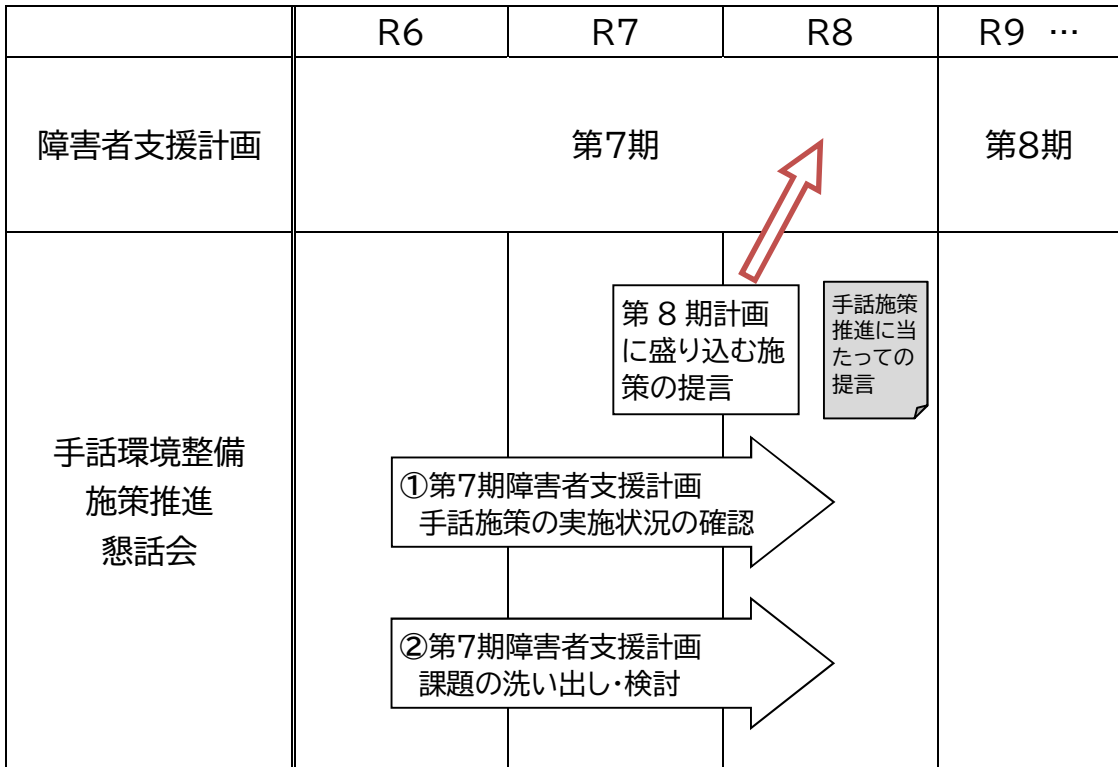
⑳ 団体が行う手話の研究・保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援する。

- ・ 埼玉の手話DVD（埼聴協をはじめ、関係団体が集まった制作委員会発行）の制作を助成する。
- ・ 埼玉県独自の手話表現を調査し保存研究を行う。
- ・ 埼玉県独自の古い手話などの保存のための研究調査を行う。
- ・ 手話学習辞典など全日本ろうあ連盟発行物を購入し、県立図書館や市立図書館などへ配布する。

令和6年度手話環境整備施策推進懇話会の開催スケジュール(案)

開催月		内容
第1回	令和6年8月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 手話を使いやすい環境の整備に関する施策について（第6期障害者支援計画（令和5年度取組実績）） 「埼玉県手話施策推進に当たっての提言」に紐づく取組について
第2回	令和7年3月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の手話に係る取組について 令和7年度の懇話会の進め方について

<スケジュールイメージ>



埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 聴覚障害者支援機関の関係者
- (3) 手話通訳の関係者
- (4) 手話サークルの関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 学校教育の関係者
- (7) 障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とは相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の

技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。